

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。3番、橋本君、16番、志田君から、一身上の都合により本日の定例会を欠席する届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、阿部君、13番、建部君を指名いたします。

---

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第2、「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)」から「議案第3号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第2号)」までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、燃料費や電気料などのエネルギー価格の高騰や労務単価、資材単価の高騰の影響による補正のほか、早急な対応が必要となる補助金や修繕経費、国・道支出金の過年度還付金などの補正が主なものとなっておりまして、今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来すものにつきまして予算計上してございます。

なお、今回の補正額のうち燃料費及び光熱水費の補正額は総額で6,274万8,000円を追加してございますが、さきの常任委員会において燃料費及び電気料の高騰に伴う追加補正一覧をお配りし、所管課からも説明してございますので、改めての説明は省略させていただきます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億5,739万4,000円にしようとするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりで  
ございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般11ページをお開きください。  
下段になります。2款 総務費、1項 総務管理費、14目 諸費でございますが、4,386万9,000円の  
追加でございます。事業目1の税外過誤納等還付金の福祉課分では8件で844万5,000円の返還金  
がございまして、令和4年度子ども・子育て支援給付金などの事業費確定に伴う国及び道支出金  
の返還金でございます。健康推進課分では9件で3,399万6,000円、令和4年度障害者自立支援給  
付費等国庫負担金などの事業費確定に伴う国及び道支出金の返還金でございます。管理課分では  
2件で142万8,000円、静内小学校の一部教室を児童館施設に転用したことに係る財産処分による  
学校施設環境改善交付金などの国庫支出金の返還金でございます。

12ページに参りまして、3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 社会福祉施設費でございますが、  
中段になります。事業目2 集会施設等管理経費の福祉課分では光熱水費のほか修繕料で24万  
8,000円の追加でございますが、こうせい集会所の男子トイレが経年により故障したことから修繕  
しようとするものでございます。

13ページに参りまして、7目 老人支援費では、事業目5 日高中部広域連合負担金で繰越金の  
整理に伴う構成町負担金の減額でございます。

下段になります。2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費では、1枚おめくりいただき14ペー  
ジに参りまして、事業目2 児童福祉事務経費で70万円を追加してございます。令和5年4月から  
通園バスの置き去り防止安全装置の設置が義務づけられたことから、町内の認定こども園におけ  
る設置費用に対して補助しようとするもので、本事業の財源として国からの保育対策総合支援事  
業費補助金を同額充当してございます。

15ページに参りまして、4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費では11万1,000円の追加  
でございます。事業目2 新型コロナウイルスワクチン接種事業でワクチン接種による健康被害を  
受けた方1名に対する国からの給付金で、本事業の財源として国の新型コロナウイルスワクチン  
予防接種健康被害救済給付費負担金を同額計上してございます。

2項 清掃費、1目 清掃総務費で、1枚おめくりいただき16ページに参りまして、事業目5 日  
高中部衛生施設組合負担金でございますが、当該組合における人事異動に伴う人件費の整理と光  
熱水費の高騰分を追加するもので、構成町負担金として218万9,000円を追加しようとするもので  
ございます。

17ページに参りまして、6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費では、事業目8 ア  
イヌ農林漁業対策事業で1,138万4,000円の追加でございまして、アイヌ農林漁家の経営改善に必  
要な設備等の整備事業でございます。事業主体は株式会社ファームホロで、温室ビニールハウス  
5棟、アスパラ自動梱包機1台の整備でございまして、これらの整備に対し補助しようとするも  
ので、なお本事業の財源として北海道のアイヌ農林漁業対策事業費補助金を同額計上しており、  
本町の負担はございませんが、北海道の事業実施要領により市町村を經由して事業者へ補助金を  
交付しなければならない間接補助事業となっております。

5目 畜産業費では、事業目5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業で5,028万円の追加と  
なっておりますが、畜産クラスター施設整備事業として生産コストの削減や規模の拡大、経営  
基盤継承の推進などの取組を行う組織に対して支援するもので、今回三石地区畜産振興協議会が

主体となり肥育豚舎1棟、堆肥舎1棟、尿槽1基の整備に対し補助しようとするものでございます。なお、本事業の財源として北海道の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を同額充当しており、本事業も本町に負担のない間接補助事業となっております。

19ページに参りまして、2項 林業費、2目 林業振興費では、事業目1 森林環境整備推進事業で348万6,000円の追加でございまして、町有敷地不用木等整備業務委託経費を当初予算に計上しておりましたが、当初予定していた箇所以外にも緊急性の高い箇所が発生したことから追加補正により対応しようとするもので、本事業の財源として森林環境譲与税を同額充当してございます。

20ページに参りまして、7款、1項 商工費、2目 商工振興費では、事業目3 ふれあいプラザ管理経費で燃料費、光熱水費のほか、冷暖房設備の故障により修理しなければ冬期間の暖房ができないことから修繕料60万円を追加してございます。

4目 観光施設費では、事業目4 観光情報センター管理経費で光熱水費のほか、排煙窓オペレーター装置の経年劣化により開閉ができない状況となったことから修繕料で71万5,000円を追加してございます。

21ページに参りまして、事業目6 みついし昆布温泉運営経費で75万9,000円を修繕料で追加してございます。男女洗い場の混合栓取替え修繕経費を当初予算で計上しておりましたが、物価高騰の影響により執行することが困難なことから追加しようとするものでございます。

22ページに参りまして、8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費では、事業目1 土木事務経費で29万3,000円の追加でございまして、法定外公共物を売却するに当たり用地を確定する必要があることから用地測量業務委託料の不足分を追加するものでございます。

2項 道路橋りょう費、2目 道路橋りょう維持費では、事業目1 町道補修事業で2,000万円の追加でございまして、舗装量の増加に加え労務単価や資材単価高騰の影響などにより修繕料を追加しようとするものでございます。

23ページに参ります。下段になります。5項 住宅費、2目 住宅建設費で、1枚おめぐりいただき24ページに参りまして、事業目2 公営住宅建設事業で3,010万円の追加でございます。こちらにつきましても、労務単価や資材価格の高騰の影響により事業費が不足することから工事請負費を追加するもので、本事業の財源として国の社会資本整備総合交付金を1,354万9,000円、公営住宅建設事業債を1,570万円充当してございます。

25ページに参ります。9款、1項、1目 消防費では、事業目1 日高中部消防組合負担金でございしますが、当該組合において人事異動に伴う補正がございまして、これに伴い構成町負担金が減額になるものでございます。

26ページに参ります。10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費では、事業目8 スクールバス等車両運行管理経費で121万円の追加でございまして、静内小学校の除雪用トラクターが老朽化により使用ができなくなり、降雪時におけるスクールバス通路の確保が困難になることから中古車両1台を購入しようとするものでございます。

27ページに参りまして、中段になります。4項 社会教育費、2目 公民館費では、事業目2 公民館事務経費で飛び石による公用車の修繕料として15万6,000円の追加でございまして、財源として公有自動車損害共済金を15万5,000円充当してございます。

28ページに参りまして、中段になります。5項 保健体育費、1目 保健体育総務費では、事業目3 体育団体活動助成事業で50万円の追加でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響に

より各種イベントの中止やスポーツに取り組む機運の低下などが懸念される中、新型コロナウイルス感染症前のように子どもたちがよりスポーツに親しめる環境を支援するため、新ひだか町スポーツ少年団本部15周年記念事業の一部に対し補助しようとするものでございます。

2目 体育施設費では、事業目1 体育館管理経費で燃料費、光熱水費のほか、三石スポーツセンターの便器、配水管が破損し、水漏れが生じていることから修繕料54万6,000円を追加しようとするものでございます。

29ページに参りまして、下段になります。6項、1目 学校給食費では、事業目2 給食センター管理経費で470万8,000円の追加でございまして、調理室内の空調設備の不具合により温度管理に支障を来すことから改修工事を行うもので、本事業の財源として給食センター大規模改修事業債を470万円充当してございます。

30ページに参ります。11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費、2目 林業施設災害復旧費では、事業目1 林道災害復旧事業で大規模林道平取えりも線において地滑りが原因と考えられる段差等が発生し、運材車等の通行や森林施業に支障が生じていることから北海道との協議により災害復旧事業として進めることとなり、まずは必要となる定点観測調査を実施するため調査委託料として290万円を追加しようとするもので、本調査の結果に基づいて今後北海道及び林野庁との協議を進めることとしてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、7ページにお戻りください。2 歳入でございますが、歳出の充当財源で内容を説明しておりますので、内容説明は省略させていただきます。

なお、歳出の財源充当として説明していない項目でございますが、一般9ページ、上段の21款 諸収入、5項、3目、5節 雑入の日高中部広域連合負担金返還金645万3,000円でございますが、令和4年度に日高中部広域連合に対し支出した構成町としての負担金の精算による返還金でございます。

また、今回の補正予算の収支調整でございますが、11款、1項、1目 地方交付税の1億1,564万7,000円の追加で行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、4ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(変更)」でございます。起債の目的は、公営住宅建設事業及び給食センター大規模改修事業について合わせて2,040万円を追加し、補正後の限度額を15億1,980万円にしようとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議案第2号及び議案第3号につきましては、担当課長より御説明いたします。

これで私からの説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長。

[上下水道課長 森 勝利君登壇]

○上下水道課長(森 勝利君) おはようございます。ただいま上程されました「議案第2号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、電気料等の高騰の影響により施設等の運営に必要となる動力費や光熱水費の追加、施設維持管理に関わる修繕費の追加など、今回補正しなければ事業の執行に支

障が生じるおそれがあるものについて予算計上しようとするものでございます。

第1条は、総則となりまして、令和5年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和5年度新ひだか町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款 水道事業費用では473万7,000円増額し、3億9,885万9,000円にするもので、第1項 営業費用で473万7,000円増額し、3億6,622万4,000円にするものでございます。

第2款 簡易水道事業費用では1,074円9,000円増額し、1億3,234万5,000円にするもので、第1項 営業費用で1,074万9,000円増額し、1億2,379万円にするものでございます。

1枚おめくりいただき、水道1ページを御覧ください。こちらは収益的支出の目別の総括になりますが、お目通し願いまして説明を省略させていただきます。

続いて、水道2ページをお開きください。収益的支出明細書になります。第1款 水道事業費用全体として473万7,000円増額し、3億9,885万9,000円にするものでございまして、第1項 営業費用の1目 原水及び浄水費において動力費を71万6,000円、2目 配水及び給水費において光熱水費を16万円、動力費を386万1,000円それぞれ増額しようとするものでございます。

また、第2款 簡易水道事業費用全体として1,074万9,000円増額し、1億3,234万5,000円にするものでございまして、第1項 営業費用の1目 原水及び浄水費において光熱水費を11万3,000円、動力費を63万6,000円、2目 配水及び給水費において修繕費を1,000万円それぞれ増額しようとするものでございます。

続いて、水道3ページは令和5年度新ひだか町水道事業予定キャッシュフロー計算書、水道4ページから5ページは令和5年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますが、これらにつきましてもお目通し願いまして説明を省略させていただきます。

続きまして、「議案第3号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。こちらにつきましても、電気料等の高騰の影響により施設等の運営に必要な動力費や光熱水費の追加、施設維持管理に関わる修繕費の追加など、今回補正しなければ事業の執行に支障が生じるおそれがあるものについて予算計上しようとするものでございます。

第1条は、総則となりまして、令和5年度新ひだか町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正となり、令和5年度新ひだか町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款 公共下水道事業費用では281万3,000円増額し、7億1,773万7,000円にするもので、第1項 営業費用で281万3,000円増額し、6億6,843万5,000円にするものでございます。

第2款 特定環境保全公共下水道事業費用では110万6,000円増額し、2億5,139万円にするもので、第1項 営業費用で110万6,000円増額し、2億3,340万3,000円にするものでございます。

1枚おめくりいただき、下水道1ページを御覧ください。こちらは収益的支出の目別の総括になりますが、お目通し願いまして説明を省略させていただきます。

続いて、下水道2ページを御覧ください。収益的支出明細書になります。第1款 公共下水道事業費用全体として281万3,000円増額し、7億1,773万7,000円にするものでございまして、第1項 営業費用の1目 管渠費において修繕費を250万円、3目 ポンプ場費において動力費を31万

3,000円それぞれ増額しようとするものでございます。

また、第2款 特定環境保全公共下水道事業費用全体として110万6,000円増額し、2億5,139万円にするものでございまして、第1項 営業費用の2目 処理場費において光熱水費を30万3,000円、動力費を80万3,000円それぞれ増額しようとするものでございます。

続いて、下水道3ページは令和5年度新ひだか町下水道事業予定キャッシュフロー計算書、下水道4ページから5ページは令和5年度新ひだか町下水道事業予定貸借対照表となりますが、これらにつきましてもお目通し願ひまして説明を省略させていただきます。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第3号までに対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号 令和5年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 令和5年度新ひだか町下水道事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時56分

---

再開 午前 9時57分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第3、「議案第4号 新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山生活環境課長。

〔生活環境課長 中山雄一郎君登壇〕

○生活環境課長(中山雄一郎君) おはようございます。ただいま上程されました議案第4号について御説明いたします。

議案第4号は、新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめぐりください。新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、令和5年12月から稼働を予定しております住民票等のコンビニ交付サービスの導入に伴い、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等のマルチコピー機からマイナンバーカードを利用して取得することができるよう印鑑登録証明書の申請、交付に関する規定を改正しようとするものでございます。

改正内容の詳細につきましては、条例新旧対照表により御説明いたしますので、3ページ、4ページを御覧ください。第13条は、印鑑登録証明書の申請に関する規定の改正でございまして、現在印鑑登録証の添付がなければ印鑑登録証明書を交付することはできませんが、コンビニ交付サービスの導入に合わせて庁舎窓口においても本人が申請する場合に印鑑登録証に代えてマイナンバーカードの添付で印鑑登録証明書を交付することができるよう改正するものでございます。

第15条は、多機能端末機、いわゆるマルチコピー機によるマイナンバーカード等を利用した印鑑登録証明書の交付に関する事項の新設でございます。

第1号は、利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードによる印鑑登録証明書の交付でございます。この利用者証明用電子証明書につきましては、マイナンバーカードのICチップに搭載している本人証明機能でございまして、4桁の暗証番号により本人確認を行えるものとなっております。

第2号は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備、いわゆるスマートフォンによる印鑑登録証明書の交付でございまして、利用者証明用電子証明書が令和5年5月からアンドロイド端末のスマートフォンに搭載できるようになり、本年中にコンビニ交付サービスにおいてマイナンバーカードの代わりとして利用できることとなるため、規定をするものでございます。

第16条は、印鑑登録証明申請の不受理に関する規定でございまして、不受理の要件に印鑑登録証の提出がない場合に加え個人番号カード、マイナンバーカードの提出がない場合を追加するものでございます。

第17条から第21条につきましては、第15条を新設することに伴う条ずれの整理でございます。

2ページのほうにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和5年12月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第4号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第4号 新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第5号 新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村岡福祉課長。

〔福祉課長 村岡幸栄君登壇〕

○福祉課長(村岡幸栄君) おはようございます。ただいま上程されました議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、ファシリティマネジメントに基づき東別生活館及び西端生活館並びに東別生活センターを廃止し、東別、西端地区の新たな生活館となります東西生活館を設置するものでございまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページから4ページを御覧ください。参考資料の条例新旧対照表により御説明申し上げます。初めに、新ひだか町立生活館条例の一部改正につきましては、第2条において名称及び位置について定めているところでございますが、表から東別生活館、西端生活館に係る部分を削り、東西生活館に係る部分を加えるものでございます。

次に、新ひだか町集会施設条例の一部改正につきましては、第2条において名称及び位置について定めているところでございますが、表から東別生活センターに係る部分を削るものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、令和5年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第5号に対して討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第5号 新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤礼二君登壇〕

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第6号について御説明いたします。

議案につきましては、新ひだか町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合の一部事務組合の規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議によりこれを定め、同法第290条の規定に基づき関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約の変更の要因でございますが、後志広域連合が新たに加入することに伴い、規約の一部を改めるものでございます。

なお、議案につきましては、一部事務組合に加入する全ての地方公共団体が同様に議会に上程をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、改正の内容について御説明いたします。議案第6号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてでございます。地方自治法第290条の規定に基づき、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約でございます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することとして設置された一部事務組合でございます。このたび後志広域連合が加入することに伴い別表について変更の必要が生じたことから、規約を改めようとするものでございます。

2ページに参考資料としまして規約新旧対照表を添付してございますが、説明は省略させていただきます。

最後に、附則でございますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第6、「議案第7号 新ひだか町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山生活環境課長。

〔生活環境課長 中山雄一郎君登壇〕

○生活環境課長(中山雄一郎君) ただいま上程されました議案第7号について御説明させていただきます。

議案第7号は、新ひだか町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてでございまして、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、参考資料のほうを御覧ください。提案の理由でございますが、現在「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、御園、東静内、春立、本桐、歌笛、富沢の6郵便局を指定し、業務を委託している住民票等の交付事務につきまして、本年12月からの開始を予定しておりますマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスと内容がほぼ同一でありますことから、地域内にコンビニエンスストアが存在する東静内郵便局と本桐郵便局における住民票等の交付事務を令和5年度末で終了することとし、指定を取り消そうとするものでございます。

なお、東静内、本桐の2郵便局の指定取消し後は、資料に記載のとおり御園郵便局、春立郵便局、歌笛郵便局、富沢郵便局の4つの郵便局で引き続き住民票等の交付事務を行ってまいります。

前のページにお戻りください。指定の取消し日でございます。取消し日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第7号 新ひだか町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号から議案第10号の上程、委員会付託

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第8号 令和4年度新ひだか町水道事業会計決算認定について」、「議案第9号 令和4年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について」、「議案第10号 令和4年度新ひだか町病院事業会計決算認定について」の3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案3件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件3件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には2番、川端君、副委員長には10番、木内君が就任することにいたしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、企業会計決算審査特別委員会の委員長は2番、川端君、副委員長は10番、木内君に決定いたしました。

お諮りいたします。企業会計決算審査特別委員会については、事件名を令和4年度新ひだか町の企業会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認したいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、企業会計決算審査特別委員会については、事件名を令和4年度新ひだか町の企業会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしました。

---

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「意見書案第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、池田君。

〔議会運営委員長 池田一也君登壇〕

○議会運営委員長(池田一也君)

令和5年9月12日

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会運営委員長 池 田 一 也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第7号)

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

提案理由

北海道は、豊かな自然環境に恵まれ、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを確実に推進するよう強く求めるため、意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 各 通  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
国土強靱化担当大臣

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣の件について

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第10、「委員会の閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から、委員会で審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

---

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で「令和5年第5回新ひだか町議会定例会」を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時19分)